

## 釜石市結婚新生活支援補助金交付要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、経済的理由で結婚に踏み出せない者を対象として婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、地域における少子化対策の強化に資するため、新婚世帯に対し、予算の範囲内で釜石市補助金交付規則(昭和 50 年釜石市規則第 44 号)、釜石市補助金交付要領(平成 19 年釜石市告示第 79 号)及びこの要綱により、補助金を交付する。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 第 5 条に規定する交付申請のあった日(以下「申請日」という。)において、当市に住所を有するもので、令和 2 年 1 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦のいる世帯をいう。
- (2) 市税等 当市において賦課された市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。
- (3) 住宅取得 市内に住宅を建築し、又は建売住宅若しくは中古住宅を購入(契約書を交わさない売買、贈与又は相続によるものを除く。)することをいう。
- (4) 住宅賃貸 賃貸住宅を所有又は転貸する者(以下「賃貸人」という。)との間で市内に所在する住宅の建物賃貸借契約を締結して、自己の居住の用に供することをいう。
- (5) 住宅手当 給与等の支払者が従業員に対して支給又は負担する住宅に関する全ての手当等の月額をいう。
- (6) 引越費用 婚姻に伴う引越費用のうち、引越業者等(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第 83 号)第 2 条第 12 項に規定する貨物自動車運送業者をいう。)へ支払った費用をいう。
- (7) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

### (補助対象世帯)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる世帯は、新婚世帯であって、次の各号に掲げる全ての要件を具備する世帯とする。

- (1) 申請日において、夫婦とも前条第 3 号若しくは第 4 号に規定する住宅又は同条 6 号に規定する引越しにより引越しをした先の住宅に現に居住し、その居住先が住民基本台帳に住所として記録されていること。
- (2) 新婚世帯の所得(申請日が令和 2 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までは平成 30 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間の夫婦の所得を合算した金額を、申請日が令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日までについては、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの間の夫婦の所

得を合算した金額)が340万円未満であること。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、それぞれに規定する計算方法により算出した額が340万円未満であること。

ア 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職の者は所得がないものとみなし、夫婦の所得を合算して得た額とする。

イ 夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を行っている場合は、新婚世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする。ただし、控除する額は、新婚世帯の所得の期間と同一期間内に返済した当該奨学金の額に限る。

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第14条に規定する住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(4) 申請日において、夫婦のいずれの者も納期限が到来している市税等の滞納がないこと。

(5) 賃貸人への家賃を滞納していないこと。

(6) この要綱に基づく補助を受けた者がいない新婚世帯であること。

(7) 夫婦ともに婚姻日において満34歳以下であること。

(8) 夫婦のいずれもが釜石市暴力団排除条例(平成27年釜石市条例第37号)第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(9) 夫婦のいずれも釜石市福祉人材確保型定住奨励金及び釜石市定住推進補助金を受けていないこと。

(交付対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、婚姻を機に新たに住宅取得又は住宅賃貸する際に要した費用で令和2年1月1日から令和3年2月28日までに要した、夫婦の双方又はいずれか一方の名義での住宅取得及び住宅賃貸に係る費用(賃料、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費、仲介手数料を対象とする。ただし、当該期間において給与等の支払者から住宅手当の支給を受けている場合は、当該住宅手当の合計額を差し引くものとする。)並びに引越費用とする。ただし、次に掲げる費用については補助対象としない。

ア 不要となった家財道具の処分に係る手数料

イ 家財道具の運搬のため利用した車両、台車、はしご等のリース費用

ウ 引越業者でない者に家財道具の運搬作業を依頼して支払った費用

エ 補助対象期間内に2回以上転入又は転居した場合、当該期間内における2回目以降の転入又は転居に係る費用

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が補助金の交付が適当ではないと認める費用

2 補助金の額は、前項に規定する交付対象経費の合計額とし、1世帯当たり30万円を限度とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請等)

第5条 補助金交付申請の期限は、令和3年2月28日とする。

2 補助金交付申請者は、第2条第1項に規定する夫婦のいずれかとする。

3 補助金交付申請者は、釜石市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 夫婦の記載のある戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書若しくは婚姻届証明書等の婚姻の日が確認できる公的書類
- (2) 世帯全員の住民票
- (3) 夫婦の所得証明書
- (4) 夫婦の市税等の滞納が無いことが分かる書類(納税証明書等)
- (5) 住宅の工事請負契約書又は売買契約書及び領収書の写し(住宅取得に係る費用の補助金の交付を申請する場合に限る。)
- (6) 住宅の賃貸借契約書及び領収書の写し(住宅賃貸に係る費用の補助金の交付を申請する場合に限る。)
- (7) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住宅賃貸に係る費用の補助金の交付を申請する場合に限る。)
- (8) 補助対象期間内に行われた引越しであることの確認できる領収書の写し(引越しに係る費用の補助金の交付を申請する場合に限る。)
- (9) 貸与型奨学金を返済したことが分かるもの(貸与型奨学金返済を行っている場合に限る。)
- (10) 離職票の写し(離職した場合に限る。)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条第2項に規定する申請書等を受理した場合は、速やかにその内容を審査の上、補助金の支給の可否を決定し、釜石市結婚新生活支援補助金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、速やかに釜石市結婚新生活支援補助金請求書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 前項の規定による請求書の提出期限は、令和3年2月28日までとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求書を受理した場合は、交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、釜石市結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条第1項に規定する補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。